

令和5年度 第3回岩手県建築審査会 議事録

1 開催日時

令和6年3月8日（金） 午前10時00分から午前11時00分まで

2 開催場所

岩手県庁11階 会議室

3 出席者

【委員4名 敬称略】

中村 孝幸（会長）

漆戸 宏宣

佐藤 あすか（リモート）

山崎 朗子（リモート）

【事務局】

参事兼建築住宅課総括課長 高井 知行

建築指導課長 佐藤 英明

その他関係職員

4 報道機関及び傍聴者

(1) 報道機関 0名

(2) 傍聴者 0名

5 議事等

(1) 開会

（建築指導課長）

定刻となりましたので、ただいまより、令和5年度第3回岩手県建築審査会を開催いたします。

私は、本日司会進行を務めさせていただきます建築住宅課建築指導課長の佐藤と申します。よろしくお願ひいたします。

本日は、委員4名の御出席をいただいておりますので岩手県建築審査会条例第3条第2項の規定を満たし、当審査会が成立していることを御報告します。

なお、今回は、オンライン併用での開催となりますが、万が一通信回線状況等の影響により審議に参加できない場合、採決の意思表示が確認できないと判断させていただく場合がございますが、御了承願ひいます。

それでは、審査会の開催にあたりまして、参事兼建築住宅課総括課長の高井より御挨拶申し上げます。

(2) 挨拶

(参事兼建築住宅課総括課長)

【挨拶省略】

(建築指導課長)

【配布資料の確認を実施】

(3) 議題

(建築指導課長)

それでは、議事次第第3、議題に入らせていただきますが、審査会の議長は岩手県建築審査会条例第3条第1項の規定により会長が務めることとされておりますので、ここからは中村会長に議事の進行をお願いいたします。

(中村会長)

【挨拶省略】

(中村会長)

始めに、議事録署名人を指名したいと思いますが、岩手県建築審査会運営要綱第2条により、議長である私から指名させていただきます。本日の審査会の議事録署名人は、漆戸委員と山崎委員のお二人にお願いします。

次に、本日の審査会の公開・非公開について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

本日の審査会の公開・非公開について説明いたします。

本日は、次第に記載のとおり、議題(1)の審議事項が2件、議題(2)の報告事項が2件でございます。

まず、審議事項のア、「法第43条第2項第2号の規定による許可基準」及び「建築基準法第43条第2項第2号に係る一括同意基準」の改正につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」の「3 会議の公開の基準」の(1)から(3)までに該当しないこと、また、これらの許可基準及び一括同意基準については外部に公開されており、一般に閲覧が可能であることから、公開することといたします。

次に、審議事項のイ、「岩手県建築審査会一括同意手続要領」の改正につきましては、こちらは外部に公開されておりませんが、審議事項ア、同様、「審議会等の会議の公開に関する指針」の「3 会議の公開の基準」の(1)から(3)までに該当しないことから、公開することとします。

次に、報告事項のア、「法第43条第2項第1号の規定による認定基準」の改正につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」の「3 会議の公開の基準」の(1)から(3)までに該当せず、また、この認定基準につきましては外部に公開されており、一般に閲覧が可能であることから、公開することとします。

最後に、報告事項のイ、「建築基準法第43条第2項第2号に係る一括同意基準」により許可をなした案件につきましては、個人情報が含まれており、「岩手県建築審査会の公開・非公開の基準」の1の(1)

に該当するため非公開といたします。

以上で、説明を終わります。

(中村会長)

それでは、議題(1) 審議事項 ア・イと、議題(2) 報告事項のアについては公開することとします。

議題(2) 報告事項のイについては非公開とします。

皆様、御異議ございませんでしょうか。

〔各委員異議なし〕

(中村会長)

それでは、そのようにいたします。

議題(1) 審議事項 ア

「法第 43 条第 2 項第 2 号の規定による許可基準」及び「建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号に係る一括同意基準」の改正

(中村会長)

それでは、議事に入ります。

議題(1) 審議事項 ア、「法第 43 条第 2 項第 2 号の規定による許可基準」及び「建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号に係る一括同意基準」の改正について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はじめに、今回の審査会案件のうち、法第 43 条に係る基準の改正案件であります、審議事項のアと、報告事項のアの、概要及び改正の背景について説明いたします。

A4 横一枚でお配りしております、法第 43 条に係る基準の改正案件の概要説明資料を御覧ください。Web 参加委員の皆様は、Zoom の画面を御覧ください。

上段の表で、法第 43 条の規定と本県で定めております基準の関係を説明いたします。建築基準法第 43 条第 1 項にて、建築物の敷地は、道路に 2 m 以上接しなければならないとされています。これが、接道規制とよばれるものです。原則は、基準法上有効な道路に接している必要があるのですが、第 2 項のところ、その制限の適用の除外が規定されています。

1 号では、幅員 4 m 以上の道に 2 m 以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上、衛生上支障がないと認めるもの、2 号では、敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他省令で定める基準に適合する建築物で特定行政庁が交通上、安全上、防火上、衛生上支障がないと認めて、建築審査会の同意を得て許可したものについては、接道規制については適用除外を受けることが出来ます。

これらの認定と許可の運用に際し本県の対応として、認定については法第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定基準を平成 30 年に決めました。許可については、法第 43 条第 2 項第 2 号の規定による許可基準、及び、許可申請のうち一定の基準に適合する案件は審査会の議決を不要とする一括同意基準を平成

11年に定めました。

中段から、今回の改正の理由となりました、建築基準法施行規則の一部を改正する省令の概要の説明でございます。今回の省令改正により、法第43条第2項第1号の「利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し省令で定める基準」として定める省令の規定が改正され、認定の対象が拡大されました。

その内容が下段の表ですけれども、改正前は、規模が床面積200㎡以内、用途が一戸建ての住宅のみであったものが、改正により、その敷地が接している道が農道等公共の用に供する道であれば、規模は500㎡以内で、用途は劇場、映画館、集会場などの不特定多数が集合する用途以外の用途、位置指定道路の基準に適合する道であれば、規模は同様に500㎡以内で、用途は一戸建ての住宅、長屋、兼用住宅が、認定の対象となりました。

本県の対応といたしまして、これらの認定対象についての拡大を認定基準に反映し、その御報告と、その他、審議事項として、許可基準、一括同意基準について認定基準と体裁を揃えることを審議するものでございます。

審議事項の説明の前に、お時間いただきまして申し訳ございません。審議事項の説明に戻ります。

では、議案書の2ページを御覧ください。

令和6年3月1日付け建住第935号により、岩手県知事から岩手県建築審査会長あてに、「法第43条第2項第2号の規定による許可基準」及び「建築基準法第43条第2項第2号に係る一括同意基準」の改正について付議する文書の写しとなります。

議案書3ページを御覧ください。

1の改正の趣旨の(1)経緯ですが、「法第43条第2項第2号の規定による許可基準」は、建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可を行うにあたり、建築基準法施行規則第10条の3第4項で定める基準に準拠し、許可事務を迅速に行うための必要な事項を定めるため、平成11年5月6日に制定されました。以後、適時に改正を行っております。

「建築基準法第43条第2項第2号に係る一括同意基準」は、岩手県建築審査会における法第43条における許可事務の円滑な執行を期するため、「岩手県建築審査会一括同意手続要領」に基づき平成11年4月23日に制定されました。以後、適時に改正を行っております。

(2)の改正の理由ですけれども、建築基準法施行規則の一部を改正する省令による「法第43条第2項第1号の規定による認定基準」の見直しに伴い、許可基準及び一括同意基準の文言を整理する必要性が生じたことから、認定基準と併せて整備をするものです。認定基準の改正については、この後の報告事項において説明いたします。

2の改正(案)の概要ですけれども、(1)は、認定基準との関係を整備するものでございます。従前の記載では認定基準に適合する場合は許可基準・一括同意基準については適用しないこととしていましたが、法の趣旨と異なるため、記載を削除するものでございます。

(2)は、体裁を整備するものです。号の表記を括弧つき数字に統一するものでございます。

(3)は、用語の整備をするものです。「崖」および「蔽」が常用漢字とされていることから、漢字表記へ改めることとするものです。

3の施行期日ですが、令和6年3月8日から施行するものです。この付議による許可基準、一括同意基準のほか、この後説明いたします認定基準のいずれにつきましても、同日での改正を予定しています。

また、今回改正の理由となりました建築基準法施行規則の一部を改正する省令につきましては、令和5年12月13日から施行されていますが、認定基準・許可基準・一括同意基準が改正されるまでの間の運用を別途定めておりましたので、実務上の問題はございませんでした。

議案書4ページを御覧ください。

こちらは、改正部分を朱書きにした、許可基準の本文でございます。本日の審査会で可決された後、文字色を黒にしたものが、外部に公開され、運用が開始されることとなります。4ページ・5ページが許可基準の本文でございます。

議案書6ページを御覧ください。こちらは、許可基準全文の新旧対照表でございます。表の左側が改正前、右側が改正後となっています。改正部分に下線を引いておりますので、御確認ください。

議案書8ページを御覧ください。8ページから9ページまでが、改正部分を朱書きにした一括同意基準の本文でございます。許可基準と同様、本日の審査会で可決された後、文字色を黒にしたものを外部に公開し、運用を開始することとなります。

議案書10ページを御覧ください。こちらは、一括同意基準の新旧対照表でございます。体裁は、許可基準の新旧対照表と同様です。11ページまでが新旧対照表です。

以上で、審議事項アの説明を終わります。よろしく御審議の程お願いいたします。

(中村会長)

ただいまの事務局からの説明に対しまして、御意見御質問等はありませんでしょうか。

(中村会長)

これは、改正自体のイメージとしては、老人ホームですとか、サービス付き高齢者住宅のようなもので、500㎡以内のものを認めるような意図と取ってよいでしょうか。

(事務局)

そのような考えで差し支えございません。

(中村会長)

承知しました。

(漆戸委員)

最初の説明でありました、法第43条第1項の道路と、第2項第1号の道というのは、別のものなのではないでしょうか。

(事務局)

異なるものです。道路というのは、建築基準法上の道路ですが、道は、基準法上の有効な道路ではないけれども、道路と同等の機能を有する、農道等のようなものが該当します。

(漆戸委員)

承知しました。

(中村会長)

それでは、まとめに入りたいと思います。

議題(1) 審議事項 ア、「法第 43 条第 2 項第 2 号の規定による許可基準」及び「建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号に係る一括同意基準」の改正については、原案のとおり可決することで御異議はございませんか。

〔各委員異議なし〕

(中村会長)

御異議がないようですので、議題(1) 審議事項 ア、につきまして、原案どおり可決することに決定いたしました。

議題(1) 審議事項 イ 岩手県建築審査会一括同意手続要領の改正

(中村会長)

次に、議題(1) 審議事項 イ、岩手県建築審査会一括同意手続要領の改正について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案書の 12 ページから、審議事項 イ、岩手県建築審査会一括同意手続要領の改正の資料となっております。

13 ページを御覧ください。こちらは、令和 6 年 3 月 1 日付け建住第 936 号により、岩手県知事から岩手県建築審査会長あてに、岩手県建築審査会一括同意手続要領の改正について付議する文書の写しとなります。

14 ページを御覧ください。1 の改正の趣旨の(1)経緯ですけれども、「岩手県建築審査会一括同意手続要領」につきましては、建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号に規定する許可を行う場合の審査会の一括同意手続に関し必要な事項を定めるため、平成 11 年 4 月 23 日に制定されました。以後、平成 30 年 12 月 20 日に改正を行っております。

(2)の改正の理由ですが、岩手県建築審査会条例の改正により、要領で引用している条例の条項に条項ずれが生じていることから、文言を整理するものでございます。

2 の改正案の概要ですが、要領の第 3 条中、「第 5 条」という記載を「第 3 条第 3 項」と改めるものです。

3 の施行期日ですが、令和 6 年 3 月 8 日、審査会で可決後、施行するものです。

15 ページを御覧ください。こちらは、改正部分を朱書きにした、手続要領の本文でございます。変更箇所としては、第 3 条の 2 行目右側に朱書きしておりますが、第 3 条第 3 項と改めるものです。

16 ページを御覧ください。こちらは、新旧対照表でございます。A4 横で、左側が改正前、右側が改正後となっております。改正部分に下線を引いておりますので御確認ください。

17 ページを御覧ください。岩手県建築審査会条例の全文となります。第3条第3項の部分に、黄色で強調表示をしております。

18 ページを御覧ください。こちらは、改正前の条例の全文でございます。従前引用していた第5条の部分が、現在の条例の第3条第3項の部分と対応しているものでございます。

こちらの条例自体は平成28年に改正されたものでございますので、本来はそれと同時期に、手続要領についても改正すべきだったところと考えます。

以上で、審議事項イの説明を終わります。よろしく御審議の程お願いいたします。

(中村会長)

ただいまの事務局からの説明に対しまして、御意見御質問等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔各委員発言なし〕

(中村会長)

それでは、まとめに入りたいと思います。議題(1) 審議事項 イ、岩手県建築審査会一括同意手続要領の改正については、原案のとおり可決することで御異議はございませんか。

〔各委員異議なし〕

(中村会長)

御異議がないようですので、議題(1) 審議事項 イ、につきまして、原案どおり可決することに決定いたしました。

議題(2) 報告事項 ア 「法第43条第2項第1号の規定による認定基準」の改正

(中村会長)

次に、議題(2) 報告事項に入ります。報告事項 ア、「法第43条第2項第1号の規定による認定基準」の改正について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議題(2) 報告事項 ア、「法第43条第2項第1号の規定による認定基準」の改正について、御説明いたします。

議案書の20ページを御覧ください。今回の認定基準の改正の趣旨ですけれども、(1)の経緯は、法第43条第2項第1号の規定による認定基準につきましては、建築基準法第43条第2項第1号の規定による認定事務を行うにあたり、建築基準法施行規則第10条の3第1項から第3項までに定める基準に準拠し、認定事務を迅速に行うための必要な事項を定めるために、平成30年に制定されました。その後、令和2年に改正を行っています。

(2)の改正の理由は、前段のところでも説明したとおり、施行規則の一部を改正する省令により、利用

者が、少数であるものとしてその用途及び基準に関し国土交通省令で定める基準で定められる、省令第10条の3第3項の規定が改正され、認定の対象となる建築物の用途及び規模が拡大されました。これを受け、本県で定め運用している認定基準の内容に反映させるものでございます。

2の改正(案)の概要につきまして、(1)ですが、認定の対象となる建築物の用途及び規模について、改正省令と合わせるものでございます。

(2)ですが、体裁を整備し、号の表記を括弧つきの数字に統一するものでございます。

3の施行期日は、先ほど御審議いただきました許可基準、一括同意基準の改正・施行と併せまして、本日より施行するものでございます。

議案書の21ページを御覧ください。認定基準の、改正部分を朱書きにしたものでございます。

認定の対象となる用途及び規模の内容について、第3 認定基準の第2項に記載しておりますので、御確認ください。

議案書23ページは、全文の新旧対照表でございます。

議案書25ページを御覧ください。こちらは、建築基準法施行規則、省令の新旧対照を添付しています。上段が改正後、下段が改正前となっています。内容については、前段で説明したとおりです。

27ページの補足説明で、位置指定道路の基準の内容と、兼用住宅の内容について記載していますが、説明につきましては省略させていただきます。

報告は、以上でございます。

(中村会長)

ただいまの事務局からの説明に対しまして、御意見御質問等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

【各委員発言なし】

議題(2) 報告事項 イ

【非公開につき議事録省略】

(中村会長)

それでは、以上をもちまして議事は終了いたします。御協力ありがとうございました。以降の進行は事務局にお返しします。

(4) その他

(建築指導課長)

中村会長、議事の進行ありがとうございました。それでは、次第4、その他となります。事務局より、空家特措法に基づく特例適用要件の設定方針について、御説明いたします。

(事務局)

【空家特措法に基づく特例適用要件の設定方針について説明】

(建築指導課長)

それでは、皆様のほうからこれまでの審議に対しまして、御意見御質問等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔各委員発言なし〕

(建築指導課長)

それでは、本日御審議いただきました議事につきまして、本審査会の同意をいただきましたので、審査会終了後、中村会長から同意書に岩手県建築審査会長印を押印いただきたいと思います。

また、議事録の署名につきましては、準備ができ次第、後日、議事録を発送させていただきますので、議事録署名人に指名されました漆戸委員、山崎委員におかれましては、御査収のほど、よろしく願いいたします。

(5) 閉会

(建築指導課長)

皆様、本日は大変ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第3回岩手県建築審査会を閉会いたします。

なお、本日の審査会資料の中で非公開といたしました資料につきましては、事務局が責任をもって処分させていただきますので、本日御出席の委員におかれましてはお持ち帰りいただかずに、こちらに置いていただくようお願いします。リモートで御参加の委員におかれましては、ファイルの処分のほうをお願いいたします。

本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。